

議案第48号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、加西市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年加西市条例第9号）第6条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

加西市長 高橋晴彦

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 事件の概要

原告の夫が、令和2年3月25日に市立加西病院において、総胆管結石の治療としてERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）を受けた際に心肺停止に陥り、心肺蘇生後低酸素脳症となって回復することなく同年4月4日に死亡した件について、損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

加西市（病院事業管理者）は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、原告及び被告は、原告と被告との間に、本件に関し、本和解条項に定めるほか互いに対して何らの債権債務を負わないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額

38,000,000円（市立加西病院が加入している保険会社から全額が支払われる予定）

(審議資料)

令和2年3月25日に市立加西病院で発生した事故について、和解し、損害賠償の額を定めるため、加西市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年加西市条例第9号）第6条の規定により、議会の議決を求めるもの。